

令和 7 年度 第 3 回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和 7 年度第 3 回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和 7 年 6 月 25 日（水） 14：00～14：50	場 所	わくわくセンター 2 階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	無し		
出席者 総 数	出席委員 9 名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書 記 永村 由美 書 記 小山内 紘介 書 記 中田 達也		
傍 聴 者	無し		
議 事 録 署名委員	4 番 村上 浩司 5 番 清水 正子		
提出議題	議事 諸報告 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 10 号 非農地証明の申請について 議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について 協議事項		

1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、只今から令和7年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第3回目の総会となります。

本日の総会出席者数は9名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

小原会長

皆さん、こんにちは。先月は全国の会長会議と日程が被っており、総会に出席できず失礼しました。会議の報告ですが、米に対して適正価格、農業サイドから言えば、やはり安ければいいというものではなく、適正な価格というものが議論になっておりました。マスコミの方も、農家が魅力ある農業や持続可能な農業を行うとなると、適正価格というものが農業者にとって、ないといけないうるだろうという論調でした。しかしながら、消費者にとっては買いやすい価格ということで、そのギャップをどうするかといった点が大きな議題となっていたようです。そこについては、恐らく今の中山間の直払制度といったものを利用しながらやっていくのだろうと。ただ、やはり主食ということでそういった施策があるのだけれども、主食でない品目、うちの島という柑橘や野菜、花など、そういったものについて、そこまでの施策を打ってもらえるのかという点について疑問に思ったので、我々は国会議員の先生方を回る際に、米とそれ以外の品目は議論を分けなければ埋もれてしまう、特に農地のないこの島のような農業は瀬戸内海にたくさんあるわけで、そういった所の農業と米作を中心とする平場の農業と一緒に議論するのはまずいと、そういったことをお願いしてきました。今年度の会議の中の議題としては主に今年度の活動方針なのですけれども、地域計画が2年目に入り、それに基づく農業の高度計画、高度改革に向けた予算の確保や基本計画を具現化しようとする必要があるので、その予算の確保、それからスイスのような直払制度が日本には馴染むのでないかと、そういった話をしてきたところです。今後の活動の中では、我々はいかに農地を守るかというか、荒らさないかというところが第一になると思うので、そのために荒れる直前の農地については地権者と話をし、荒れない方策をみんなで考えていくということが必要になるかなと思います。

それから、これは私事になりますが、先々週にマダニにやられまして、ひどい目にあいました。まだ若干の後遺症が残っているのですけれども、皆さん方も野良作業をしていると、マダニは確実にいるので、十分に気を付けて。手袋等をしていても、やられているので、例えば手袋をしたまま素肌は触らず、手袋を取って、掃ってから触るなど、そういったことに十分気を付けていただきたいと思います。香川県でも70歳代の方がマダニで亡くなっていることもあります。放っておいたら本当に死んでしまうので是非気を付けてい

ただきたいと思います。私からは以上です。

事務局長

ありがとうございました。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく願います。

2 議事録署名者の指名について

議長

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては4番の村上委員と5番の清水委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、中田、小山内の4名の書記を指名します。

3 諸 報 告

議長

日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

永村書記

本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、非農地証明の申請について。

4つ目は、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。

以上です。

議長

日程第4の議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

永村書記

議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和7年6月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A、住所、岡山県倉敷市庄新町、職業、パート。

譲渡人、B、住所、広島市中区、職業、会社役員。

所在地、沖美町●●字○○__番__、面積は418㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「譲渡人から家を購入する際に所有する農地も併せて購入してほしいと言われ、自家消費用のぶどうや桃を栽培するため有償で譲り受ける。所有権移転後は、購入する家から通作する。」

譲渡人は「売買により当該農地を取得したが、農地の管理のみおこなっていた。この度、譲受人と売買の話がまとまり、所有する宅地と併せて有償で譲り渡す。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。

	以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議 長	1 番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
中福委員	その方は移住して来られるのですか。
川尻委員	はい。
議 長	他に御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号 2、譲受人、C、住所、広島市東区、職業、会社員。 譲渡人、D、住所、廿日市市平良、職業、無職。 所在地、沖美町●●字○○__番外 7 筆、合計面積は 4869.57 m²。 申請理由は贈与で、譲受人は「墓所の管理等もするため、合わせて農地管理も可能であり、無償で譲り受ける。自身の実家（広島市）でも農業を手伝っており、十分管理できる。所有権移転後は、出荷用の野菜類を栽培する。」 譲渡人は「高齢で耕作困難となり、後継者もいないため、無償で譲り渡す。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。 以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議 長	2 番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくをお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。

委 員	無しの声あり。
議 長	写真の下の丸をしてあるところの右に石灯籠が見えますが、あれは墓ですか。
永村書記	墓ですが、今回の対象農地には入っていません。
議 長	分かりました。他に御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
永村書記	番号 3、譲受人、E、住所、江田島市沖美町、職業、無職。 譲渡人、F、住所、広島市南区、職業、無職。 所在地、沖美町●●字○○__番__、面積は 161 m²。 申請理由は譲渡で、譲受人は「当該地は居住地に近く管理しやすいため、宅地を含む不動産と併せて有償で譲り受ける。所有権移転後は自家消費用の野菜類を栽培する。」 譲渡人は「相続した農地の管理が高齢になり難しくなったので、所有する宅地と併せて隣接地に居住する譲受人に有償で譲り渡す。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。 以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議 長	3 番の案件につきまして、関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。

議 長

全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。

永村書記

4 番、譲受人、G、住所、江田島市江田島町、職業、無職。

譲渡人、H、住所、江田島市江田島町、職業、会社員。

所在地、江田島町〇〇__丁目__番__、面積は 95 m²。

申請理由は贈与で、譲受人は「申請地の隣に自己所有の農地があり、一体として耕作しやすいため、無償で譲り受ける。」

譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、耕作しないまま現在に至っていた。譲受人とは親戚関係にあり、土地の譲渡について申し出たところ合意が得られたため譲り渡す。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。

以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議 長

4 番の案件につきまして、私が関係農業委員となりますので説明致します。

既に夏野菜、トマトを植えて管理をしておりました。地図上では、この上に自分の土地があり、隣接しているということでございます。特段問題はないかと思えます。

御意見、御質問はございませんか。

委 員

無しの声あり。

議 長

採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記

番号 5、譲受人、I、住所、江田島市沖美町、職業、無職。

譲渡人、J、住所、広島市安佐南区、職業、会社員。

所在地、沖美町●●字〇〇__番__外 1 筆、合計面積、585 m²。

申請理由は贈与で、譲受人は「先祖が守ってきた思い出のある農地であり、当該農地は居住地から近く弟である譲渡人が管理できないため、無償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用のジャガイモ等の野菜を耕作する。」

譲渡人は「相続により当該農地を所有したが、農地が居住地から遠く高齢となり管理ができなくなってきたため、市内に住む姉に無償で譲り渡す。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。

以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議 長	5 番の案件につきまして、関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	写真の中の道がアスファルトになっていますよね。
永村書記	はい。中の道は車が通れるように途中まで道路を付ける予定があったようで、ここは農地ではないのですけれども、道路の下と上の土地が対象の農地です。
議 長	道路なのですね。
永村書記	はい。行き止まりになっているので、使われなくなって草が生えているのですが、アスファルト敷きの道路があります。
議 長	分かりました。他に御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。以上で 3 条の審議を終わりました、議案第 9 号、農地法第 4 条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。 農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和 7 年 6 月 25 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号 1、申請人氏名、K、住所、江田島市沖美町。 所在地、沖美町●●字○○__番__、面積は 185 m²。 登記簿地目、田、現況、宅地。 申請理由は「申請地の北側の店舗兼居宅（地番：●●番○○）の一部、および当該店舗の関係者が利用する車両置き場として使用するため長年利用し

てきた。農地法の転用許可を失念しており、この度、地目を現況に合わせるため始末書を添えて申請する。現況：店舗・鉄骨造 2 階建て：78 m²・駐車場：107 m²（4 台分）」

以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議 長 この 1 番の案件につきましては、関係農業委員の川尻委員に意見を伺いたいと思います。

川尻委員 事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 御意見、御質問はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号 2、申請人氏名、L、住所、江田島市大柿町。
所在地、沖美町●●字○○__番__ 外 2 筆、合計面積は 1,963 m²。
登記簿地目、畑、現況、宅地。
申請理由は「平成 8 年及び平成 14 年頃に農地法の転用許可を申請すべきところ、手続きを失念していた。今回、民間事業者に売却する予定があり、地目を現況に正すため、始末書を添えて申請する。現況：重油タンク棟：建築面積 17.5 m² 駐車場・進入路」
以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議 長 この 2 番の案件につきましては、関係農業委員の下河内委員に意見を伺いたいと思います。

下河内委員 事務局の説明のとおり間違いありません。よくあることなので、言いにくい案件ではあるのですが、適正利用を推進する側からすると、自治体がちゃんとしていないと、適正利用と言っても説得力がないので、分かる範囲で直せるものは徐々に直していった方がいいというのが個人的意見です。

議 長 おっしゃる通りだと思います。平成 8 年の案件なので、そこまで古い話ではないので、日頃から事務局におかれては関係部局とのコミュニケーションをちゃんととってもらって、こんなことがないように。もしあれば、我々も農地の適正利用と言いながらお前ら何やってんだと言われるので、それは目

	を光らせておいてください。
永村書記	はい。
議 長	他に御意見、御質問はございませんか。
室元委員	これは建物も含めて全部を売るのですか。
事務局長	その予定です。
議 長	他に御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。以上で4条の審議を終わりました。議案第10号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案10号、非農地証明の申請について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和7年6月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、申請人氏名、M、住所、廿日市市平良。 所在地、沖美町●●字○○__番__ 外3筆、合計面積は5,848㎡。 申請理由は「母が中心となって柑橘類を植えていたが、高齢となり昭和60年頃から管理不可能となった。現況は山林となっており、法務局へ地目変更登記を行うため、申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議 長	この案件につきましては、関係委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。

議 長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。以上で非農地証明の審議を終わりました、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案 11 号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、江田島市長から農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について依頼があったので、農業委員会の意見を求める。 令和 7 年 6 月 25 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
永村書記	担当の小山内主任に説明をお願いします。
小山内書記	番号 1～6、所在地、沖美町●●字〇〇__番__外 5 筆、現況地目、畑、合計面積 3,317 m ² 、貸手氏名、N、住所、広島市西区、権利の種類、所有権、借手氏名、〇、住所、広島市中区、利用権の種類 使用貸借権、利用権の種類 畑、始期公告日の翌日、終期令和 34 年 12 月 31 日。 番号 7、所在地、沖美町●●字〇〇__番__、現況地目、畑、面積 712 m ² 、貸手氏名、P、住所、広島市西区、権利の種類、所有権、借手氏名、Q、住所、広島市中区、利用権の種類 使用貸借権、利用権の内容 畑、始期公告日の翌日、終期令和 36 年 12 月 31 日。 番号 1～7 は、機構関連農地整備事業の造成予定地で、整備後には R がレモンを栽培する予定です。 番号 8～10、所在地、能美町●●字〇〇__番__外 2 筆、現況地目、畑、合計面積 986 m ² 、貸手氏名、S、住所、江田島市能美町、権利の種類、所有権、借手氏名、T、住所、江田島市能美町、利用権の種類 賃貸借権、利用権の内容 畑、始期公告日の翌日、終期令和 17 年 12 月 31 日、借賃 3 筆で 20,000 円、支払い方法、農地中間管理機構による徴収支払い。 番号 11、所在地、能美町●●字〇〇__番__、現況地目、田、面積 1,055 m ² 、貸手氏名、U、住所、広島市南区、権利の種類、所有権、借手氏名、V、住所、江田島市能美町、利用権の種類 賃貸借権、利用権の内容 畑、始期公告日の翌日、終期令和 17 年 12 月 31 日、借賃 10,000 円、支払い方法、農地中間管理機構による徴収支払い。 番号 8～11 は、農地中間管理機構による転貸です。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	本議案について、何か御意見等ございませんか。

	番号7について、ここもRだと思いますが、何故ここだけ終期が令和36年なのですか。
小山内書記	当初に予定に入れたところ、今の既存の畑や整備中の是長の部分は令和34年で契約して合わせています。 番号7のところは去年追加したところですね。そこが令和36年までの契約になっているので、ここも追加エリアと隣接していますので、合わせて令和36年度に2年ずらしています。
議長	当初の予定のところは令和34年度で、追加したところは令和36年度ということですか。
小山内書記	その通りです。工事が始まって、私のところも使わせてもらえないかという相談があったので、県やRと協議して、載せることになったので議案としてあげております。
議長	分かりました。皆様方から何か質問等ございますか
下河内委員	今回の議案は継続、新規でいったら全部新規ですか。
小山内書記	番号1から7は新規で、番号8から10が去年の12月31日に期限が切れていまして、Tさんの方から更新したいという話があったので、一旦期限が切れているので、機構としては新規なのですが、継続のような形です。番号11は新規です。
下河内委員	番号11は境界が分かるのですか。
小山内書記	境界の把握は難しいかもしれません。Vさんがだいぶ木を切っていて、今やっとこの状態になっている形です。最初はもっと鬱蒼としていました。
議長	境界が分からなかったら面積も分からないので契約できないのではないですか。
下河内委員	宅地ではないので境界は打ってないと思います。この状況を見てどのように契約しているのか気になります。
小山内書記	登記簿上の面積だと思われます。
下河内委員	周りの方と揉めなければいいのですが。

員		たまに荒れていても入ったら怒る方もいるので、そこは控えておいた方がよいと思います。
小山内書記		Vさんに許可を出す際に控えてもらうようにお伝えします。
議長	長	他に何か御意見等ございませんか
委員	員	無しの声あり。
議長	長	採決に移ります。本計画原案について賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	員	全員挙手。
議長	長	全会一致で、本計画原案に賛成とします。
議長	長	以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。
永村書記		○ドローン日程 ○農地利用状況調査研修会（7/8）